

未利用資源を活用した、新たな製品の
開発経費を支援します！

循環型地域づくり事業 支援補助金

市内で発生する **未利用資源**（従来は廃棄され、これまで
利用されていなかったもの）を活用した、製品の開発および
商品化に取り組む事業者に対して支援を行います。

上限額最大

100万円

補助対象経費の

1/2もしくは1/3以内

9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



SDGs 未来都市

なんと

南砺市総合政策部エコビレッジ推進課

〒939-1692 南砺市荒木1550

TEL: 0763-23-2050

FAX: 0763-52-6338

メール: ecovillageka@city.nanto.lg.jp



▲市HP

南砺市循環型地域づくり事業支援補助金とは

循環型社会の推進と地域産業の活性化のため、市内で発生する未利用資源（従来は廃棄され、これまで利用されていなかったもの）を活用した、製品の開発および商品化に取り組む事業者に対して支援を行います。

■未利用資源を活用した製品の例

- ・食品残渣、剪定枝や樹皮などを利用した堆肥や土壌改良材
- ・間伐材など原料とする木質ペレット、木工製品、木工資材、香料など
- ・灰瓦を原料とする園芸用資材（チップ、敷材）など

■補助対象者

南砺市民及び市内に事業所若しくは活動場所を有する事業者等 ※市税を完納していること

■対象事業

1. 環境対策調査支援事業

対象経費	未利用資源を活用して、新たに製品を製造する際に発生する、 <u>環境影響を調査・測定する経費</u> および <u>環境影響の低減に資する調査・研修費</u>
	〈例〉・環境影響調査費用（臭気、水質、土壌分析など） ・外部専門家等の招聘、調査委託費 など
補助率	補助対象経費の1/2以内
限度額	同一年度内において上限10万円

2. 商品開発及び品質向上支援事業

対象経費	未利用資源を活用した製品の <u>開発及びその品質を向上</u> する際に必要な経費
	〈例〉①外部専門家等の招聘や調査委託に要する経費 ②開発品の品質試験や成分分析に要する経費 ③試作開発に要する主要原材料、副資材の購入等経費 ④機械装置等の購入や借上に要する経費 ⑤機械装置等の製作（試作）、改良、据付、修繕に要する経費 ⑥機械装置等を製作するための工具・器具の購入や借上等に要する経費
補助率	補助対象経費の1/3以内
限度額	ソフト事業は同一年度内において 上限20万円（例の①②③） 施設の改修や施設に付属する資材購入等のハード事業は同一年度内において 上限100万円（例の④⑤⑥）

■申請方法

市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書および必要書類を作成のうえ、エコビレッジ推進課まで郵送または持参にてご提出ください。

※その他の詳細は市ホームページまたは市エコビレッジ推進課までお問い合わせください。